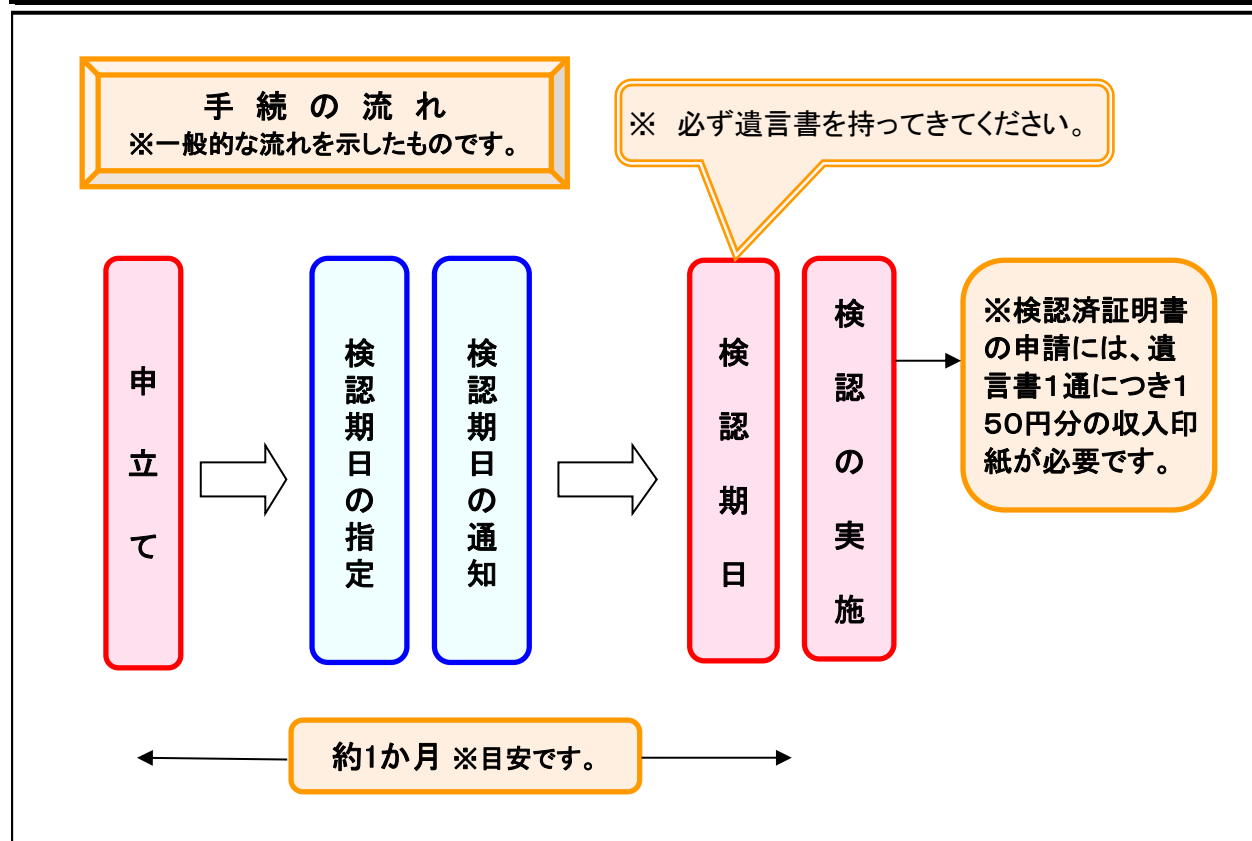


「遺言書の検認」の手続とは・・・

遺言をした人が死亡した後、遺言書(自筆で書かれたものや封印されたもの)を保管していたり発見した相続人は、遅滞なく、家庭裁判所で検認の手続を行わなければなりません(民法1004条1項)。その手続が「遺言書の検認」と呼ばれる手続です。この手続を行うときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	遺言書の保管者、遺言書を発見した相続人
申立てをする裁判所	遺言をした人の最後の住所地の家庭裁判所
申立てに必要な費用	☐ 遺言書1通につき 収入印紙 800円分 ☐ 連絡用の郵便切手 申立書記載の関係者(申立てをする人、相続人等)が3名以下の場合 84円切手を、(関係者の数×2)の枚数 申立書記載の関係者(申立てをする人、相続人等)が4名以上の場合 84円切手を、(関係者の数+3)の枚数 ※ 収入印紙・郵便切手は裁判所では販売していません。あらかじめ郵便局等で購入してください。
申立てに必要な書類	☐ 申立書 1通 ☐ 別紙「遺言書検認の申立てに必要な書類」のとおり



よくあるご質問

Q1 相続人には、だれが検認期日を連絡するのですか？ また、相続人の中には、高齢で出頭できない人がいるのですが、問題ありませんか？

相続人には、裁判所から検認期日の通知をします。検認期日に出席するかどうかは、相続人の判断に任されており、全員がそろわなくても検認手続は行われます。

Q2 検認期日には、何を持っていけばよいのですか？

申立人は、遺言書と申立人の印鑑を持参してください。特に、遺言書は忘れないように、必ず持参してください。

Q3 検認期日には、どのようなことを行うのですか？

申立人から遺言書を提出してもらい、出席した相続人などの立会のもと、封筒を開封し、遺言書を検認します。検認とは、後日の偽造、変造を防止し、その保存を確実にするために、その形式や形状などを調査確認することです。

Q4 検認が済んだ遺言書は有効な遺言書になるのですか？ 遺言書は偽造されたものに間違いはないのですが、検認期日に無効なものだと認めてもらえますか？

遺言書の検認は、遺言書が有効であるか無効であるかを決める手続ではありません。遺言書が無効であることを確認するためには、別途、手続(遺言無効確認の申立て)が必要です。

Q5 検認が終わった後は、どうすればよいのですか？

遺言の執行をする場合には、検認済証明書が付いていることが必要なので、遺言書の検認手続が終わったときに、検認済証明書の申請をしてください(遺言書1通につき1500円分の収入印紙と申立人の印鑑が必要になります。)

なお、現実に執行できるかどうかは、執行先(土地や建物であれば法務局、預金であれば銀行など)又は弁護士、司法書士などにお尋ねください。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター

(TEL 052-223-2830)